



スカパーJSAT
SAD-L2-22-002

Sat-Qサービス 契約約款細則

第4版
(令和5年2月)

スカパーJSAT株式会社

Sat-Qサービス契約約款細則 目次

細 則 -----	1
1 利用契約に基づく権利の譲渡	1
2 利用契約者の地位の承継	1
3 利用契約者の氏名等の変更	1
4 VSAT地球局設備の設置場所等の提供	1
5 電気の提供	1
6 自営端末設備の接続	2
7 自営端末設備に異常がある場合等の検査	2
8 自営電気通信設備の接続	2
9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	3
10 電気通信設備の維持	3
11 資料の提出	3
12 トランスポンダ技術仕様	3
13 HUB設備の据付け場所	3
附 則 -----	4

細 則

1 利用契約に基づく権利の譲渡

- (1) Sat-Qサービス利用権(利用契約者が利用契約に基づいてSat-Qサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- (2) Sat-Qサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により請求していただきます。なお、当事者はSat-Qサービス利用権の譲渡に係る日本国の法令に基づく所要の手続きが必要となるときは、当事者の責任と負担においてその手続きを実施していただきます。
- (3) 当社は、前項の規定によりSat-Qサービス利用権の譲渡の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - ア Sat-Qサービス利用権を譲り受けようとする者が、料金又はその他の支払いを現に怠り、又は怠る恐れのあるとき。
 - イ Sat-Qサービス利用権を譲り受けようとする者が、その利用回線と接続される他社接続回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき。
 - ウ Sat-Qサービス利用権の譲渡により、当社の業務の遂行上著しい支障が生じるとき。
- (4) Sat-Qサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、利用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

2 利用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により利用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出てください。
- (2) 前号の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出てください。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、前号の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 利用契約者の氏名等の変更

利用契約者は、その氏名もしくは名称又は住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出てください。

4 VSAT地球局設備の設置場所等の提供

VSAT地球局設備を設置するために必要な場所及び施設は、利用契約者に提供していただきます。

5 電気の提供

VSAT地球局設備を設置するために必要な電気は、利用契約者に提供していただきます。

6 自営端末設備の接続

- (1) 利用契約者は、VSAT地球局設備に自営端末設備を接続する場合、又はVSAT地球局設備に接続されている電気通信設備を介してVSAT地球局設備に自営端末設備を接続する場合は、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。)、技術基準等に適合することについて電気通信事業法(昭和59年12月25日法律第86号。以下「事業法」といいます。)第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器(技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。)以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、次の場合を除いてその請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 利用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 利用契約者は、そのVSAT地球局設備に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、VSAT地球局設備に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他Sat-Qサービスの円滑な提供に支障がある場合において必要がある場合は、利用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、利用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) 第1号の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、利用契約者は、その自営端末設備をVSAT地球局設備から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 利用契約者は、VSAT地球局設備に自営電気通信設備を接続する場合、又はVSAT地球局設備に接続されている電気通信設備を介してVSAT地球局設備に自営電気通信設備を接続する場合は、その接続を行う場所、その自営電気通信設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しない場合を除いて、その請求を承諾します。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 利用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取り扱います。

- (6) 利用契約者は、そのVSAT地球局設備に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

VSAT地球局設備に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他Sat-Qサービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、細則7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

10 電気通信設備の維持

当社は、Sat-Qサービスの提供に係る当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号。以下「事業用電気通信設備規則」といいます。)に適合するよう維持します。

11 資料の提出

利用契約者は、Sat-Qサービスの提供に係る地球局及びVSAT地球局設備に関し、当社がSat-Qサービスの提供のため必要と判断したとき、および当社が事業法、事業法関係法令、電波法及び電波法関係法令の規定に基づく手続きを行うにあたっては、その地球局及びVSAT地球局設備に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。

12 トランスポンダ技術仕様

Sat-Qサービスに係るトランスポンダの性能は、次のとおりとします。

項 目	性 能 等
人工衛星の種別	スーパーバードB号機衛星 Kuバンド
トランスポンダが飽和したときの等価等方輻射電力(EIRP)	47 dBW以上
トランスポンダを飽和させるために必要な電力束密度(SFD)	-90 dBW/m ² 以下
人工衛星のアンテナの受信利得とシステム雑音温度比(G/T)	6 dB/K以上
備考	
1 スーパーバード B号衛星とは、おおむね東経162度に静止する人工衛星をいいます。	
2 トランスポンダの性能の測定は、当社の茨城ネットワーク管制センターに設置された中継器特性測定装置及び北緯36度31分53秒、東経140度22分20秒に設置された地球局の設備を使用して行います。	
3 EIRPとSFDの測定は、単一の搬送波を使用します。	
4 SFDの測定値は、トランスポンダごとの可変減衰器による減衰量を0dBとしたときの値とします。	

13 HUB設備の据付け場所

(1) HUB設備

据付け場所
1. 神奈川県横浜市緑区三保町248-1

附 則

(実施期日)

この細則は、令和2年6月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定細則は、令和2年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定細則は、令和4年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定細則は、令和5年2月1日から実施します。

資料名 Sat-Qサービス契約約款細則

資料番号 SAD-L2-22-002

令和2年 6月15日 第1版

令和2年10月 1日 第2版

令和4年10月 1日 第3版

令和5年 2月 1日 第4版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770
(宇宙事業部門代表)
